

古賀市ホームページ有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、古賀市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への有料広告掲載に関し、古賀市広告掲載事業に関する基本要綱（平成20年9月告示第128号。以下、「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（市ホームページ内に表示される広告画像で、広告事業者の指定するホームページへリンクするものをいう。以下「広告」という。）とする。

(広告掲載内容の制限)

第3条 市ホームページに掲載することができる広告の内容及びデザインは、この要領に定めるもののほか、基本要綱第3条及び第4条の規定によるものとする。

(広告のリンク先ホームページ)

第4条 広告のリンク先ホームページが次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがある場合は、当該広告の掲載を認めない。

- (1) 市ホームページと類似のデザインを用いる等、閲覧者が市ホームページの一部であるかのように錯誤するもの。
- (2) 掲載されている事業が、市政を連想させる分野である等、閲覧者が市の事業であると錯誤しやすい内容を含むもの。
- (3) 他のホームページを集合し、情報提供することを主たる目的とするホームページで、基本要綱第4条で規制する内容を含むホームページを閲覧者にあっせん又は紹介しているもの。
- (4) 古賀市暴力団排除条例（平成22年3月30日）第2条第1項に規定する暴力団又は同条第2項に規定する暴力団員に関するもの。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市ホームページからリンクすることが不適切な内容であると市長が認めるもの

(広告画像の規格)

第5条 広告画像の規格は、次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦60ピクセル、横120ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメーション及び透過GIFは不可）、JPEG又はPNG
- (3) データ容量 10KB以内

2 広告画像は、次に掲げる表現を含んではならない。

- (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の操作を示すボタンを模した表現
- (2) アラートマークを模した表現
- (3) ラジオボタンを模した表現

- (4) テキストボックスを模した表現
 - (5) プルダウンメニューを模した表現
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、閲覧者の意思に反した操作を行わせる又はそのおそれがある表現
- 3 広告画像は、閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同することを防ぐため、次に掲げる表現を含んではならない。
- (1) 市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
 - (2) 閲覧者が市の事業者であると錯誤しやすいもの
 - (3) 事業者の名称又は商品名及びサービス名称が書かれていないもの
- 4 広告は、「J I S X 8 3 4 1 - 3 : 2 0 1 0 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」（以下、「ウェブコンテンツ J I S」という。）の規程に配慮しなければならない。
- 5 この条に掲げるもののほか、広告のデザインに関して必要な事項は、市と広告事業社が協議の上、決定するものとする。
- （広告の掲載ページ、位置及び枠数）
- 第6条 広告を掲載するページ及び広告の位置並びに枠数は、市長が定める。
- （広告の取り扱い）
- 第7条 広告の募集は、市と広告掲載に関する契約を締結した者（以下「仲介事業者」という）が行う。
- （広告の募集）
- 第8条 広告の募集は、市ホームページ等により行うものとする。
- （広告掲載の申込）
- 第9条 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、古賀市ホームページ有料広告掲載申込書（様式第1号）により、仲介事業者を通じて市長に申し込むものとする。
- 2 同一申込者が申込める広告は、1か月に1枠を原則とする。ただし、募集枠に余裕がある場合はこの限りではない。
 - 3 仲介事業者は申込者に、必要に応じて、申込の内容が第3条、第4条及び第5条の規定に適合していることを証明する書類の提出を求めることができる。
- （掲載期間）
- 第10条 広告の掲載期間は、1か月単位とし、申込者が複数月の掲載を希望するときは、希望月数に応じて掲載を承諾することができるものとする。
- 2 広告の掲載を開始する日及び終了する日は、市長が定める。
- （広告掲載の選定）
- 第11条 仲介事業者は、第9条の規定に従い、申込者を募集し、第3条、第4条及び第5条の規定に従い、選定しなければならない。
- 2 仲介事業者は、申込者数が第6条の規定により指定した枠数を超えたときは、次の

順位により掲載する者を決定する。なお、同順位のものがある場合は、申込の市への到達が早いものを優先するものとする。

- (1) 通年で広告掲載を希望するもの
- (2) 掲載希望期間が長いもの
- (3) 市内に事務所又は事業所を有するもの

3 広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときは、前項の規定により他の申込者が優先されたために掲載することができなかった申込者を優先することができるものとする。

(広告掲載の決定)

第12条 仲介事業者は、前条の規定に従って選定した結果を、古賀市ホームページ有料広告承認願(様式第2号)にて市長に報告し、広告掲載の可否の承認を受けなければならない。

2 市長は、広告掲載の可否を決定し、その結果を仲介事業者に通知し、仲介事業者は申込者に通知する。

(広告掲載料)

第13条 広告の掲載料金(以下「広告掲載料」という。)は、仲介事業者が定める。

2 広告事業者は、広告掲載料を仲介事業者の指定する期日までに、仲介事業者が指定する方法で納入するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第14条 広告事業者は、第5条に定める規格で作成された画像データ(以下「広告原稿」という。)を仲介事業者が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告事業者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告事業者の責務)

第15条 広告事業者は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告事業者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされたときは、広告事業者の責任及び負担において解決することとする。

(広告事業者の申出による広告の変更)

第16条 広告事業者は、2か月以上継続して広告掲載するときは、広告画像の変更を求めることができる。

2 第1項の規定により変更を求めるときは、変更分の掲載を希望する日の2週間前までに、古賀市ホームページ有料広告変更申込(届出)書(第3号様式。以下「変更申込書」という。)に変更を希望する広告原稿を添え、仲介事業者を通じて市長に申し込まなければならない。

(広告事業者の届出義務)

第17条 広告事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更申込書により速やかに仲介事業者を通じて市長に届け出なければならない。

- (1) リンク先ホームページのURLを変更するとき。
- (2) リンク先ホームページの内容を大幅に変更するとき。
- (3) 広告事業者の名称、所在地及び連絡先等を変更するとき。
- (4) 広告事業者、広告の内容等が、基本要綱及びこの要領に抵触することとなったことその他の理由により、広告掲載の申し込みを取り消すとき。

(広告内容等の変更)

第18条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ（以下「広告の内容等」という。）が第4条から第6条の規定に抵触していると判断したときは、広告事業者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

- 2 広告事業者は、市長の求めに応じて、自己の責任及び負担で広告の内容等の変更を行うものとする。

(広告掲載の取り消し)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告事業者への催告その他何らの手続きを要することなく広告掲載の決定を取り消し、又は各号に掲げる事由が解消されるまでの期間広告掲載を停止することができる。

- (1) 指定する期日までに承諾書の提出がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (3) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (4) 前条の規定による広告の内容等の変更を広告事業者が行わないとき。
- (5) 広告事業者、広告の内容等がこの要領に抵触する場合において、前条の規定による広告の内容等の変更によっても解消できないとき。
- (6) 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(広告掲載の取り下げ)

第20条 広告事業者は、自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 広告事業者は、前項の規定により広告掲載を取り下げようとする場合は、書面により仲介事業者に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済の広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第21条 広告事業者の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告事業者に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。

3 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第22条 広告掲載期間内に、古賀市の都合で市ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1カ月当たり1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告事業者の責に帰さない理由により、古賀市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1カ月当たり1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(所管)

第23条 この要領に関する庶務は、総務部経営企画課が所管する。

(その他)

第24条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年9月12日から施行する。

この要領は、平成26年1月24日から施行する。

この要領は、平成27年3月24日から施行する。